

# 牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 2022.9

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

## ★建設業★ 建設分野 トクイチ 緩和！

外国人労働者：建設業でも特定技能は、人材不足の特効薬。というものの、要件の厳しさに諦めるしかなかった皆さま！ 朗報です。**トクイチ（特定技能1号）**は、19業務区分（18試験区分）に分かれていました。ある区分で特定技能の資格を取得しても、その業務以外に携わることができません。また、技能実習対象なのに特定技能にない職種がある？ などとても厄介、意味不明でした。

この度、特定技能業務区分を【土木】【建築】【設備】の3つに変更し、特定技能外国人が従事可能な業務範囲が拡大、柔軟に仕事ができるようになりました。是非活用しましょう！



### ～インドネシア大使来名！～

人口数世界4位、総人口の50%が30歳未満

「インドネシアの若手に日本でもっと活躍してもらいたい。」と大使自らインドネシアの魅力、ビジネス、観光等ご説明頂けます。

是非、皆さまお揃いでお越しくださいませ。

【日時】：令和4年9月9日（金）15：00～16：00（14：00～名刺交換等あり）

【場所】：名古屋都市センター（金山南ビル）14階 特別会議室

【内容】：牟田事務所からは、「インドネシアから日本への就労の手続等」インドネシア大使、商務官、人材採用官、投資機関部長他関係の皆さまと直接お会いしてお話をしましょう(^\_^)



### ～トクイチ(特定技能1号)勉強会～

人材不足の特効薬「特定技能1号」

技能実習生とは違って「特定技能」は即戦力！

特定技能でも建設業はちょっと複雑、まず国交省（中部地方整備局）にオンラインによる「受入計画認定申請」、認定書をもって入管に「在留資格認定申請」、それぞれに要件、必要書類の多さに驚かれること然り！ 一緒に勉強しましょう。

【日時】：令和4年9月22日（木）18：00～19：00

【場所】：牟田事務所セミナールーム&オンライン

【内容】：1. 制度の概要と受入状況 2 技能実習生との違い

3 メリット・デメリット 4 受入れのために 5 受入後の対応  
参加ご希望の方は、電話・メール等をお願いいたします。



## ★運送業★ 監査強化月間が始まります！！

今年も監査強化月間が始まります。7月に乗り合いバス事業者の監査が行われ中部運輸局管内では20社に監査が実施され、9社に対して違反が認められました。

監査強化月間は事故や通報のあった事業者以外のところに集中して行きます。つまり何もしてなくても(?)監査は来ます。それも、ある日突然やってきます(‘Д’)

### 「重点監査項目」

- ① 点呼の確実な実施（睡眠不足の確認、アルコール検知器の保守管理等）
- ② 運転者の勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- ③ 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険の加入状況
- ④ 健康診断、適性診断の受診状況
- ⑤ 運転者に対する指導監督の実施状況
- ⑥ 運送約款に係る運賃・料金の届出や掲示、許可申請の有無
- ⑦ 運管・整管の法定講習の受講状況
- ⑧ 車両の点検・整備の実施状況

監査が来て慌てる前に事前に確認をしましょう！

心配な方は牟田事務所 田口までご連絡ください(^^)／

## 二つ星申請が始まります☆☆

働きやすい職場認証制度の二つ星の申請が今年から始まります。

二つ星の申請期間は**2022年12月16日～2023年2月15日**

昨年までに一つ星を取得した事業者は、今年二つ星に挑戦できます。

是非取りたいという会社はご連絡下さい。既に取得している会社には牟田事務所からもご連絡させていただきます。

二つ星申請ではF：自主性・先進性等が適用されます。独自の取り組み、制度、設備が評価されます。他社との差別化のための取り組みが評価されます。

今年一つ星挑戦したいという方も是非ご連絡下さい。

「一つ星」新規の申請期間については**9月16日(金)～11月15日(火)**

申請期間が異なりますのでご注意ください。

提出書類については「一つ星継続」・「二つ星新規」・「一つ星新規」ともに同じです。

昨年「一つ星」を取得した企業様は、是非取り組んで一足先に「二つ星」ゲット！！

審査費用	一つ星継続	一つ星新規、二つ星
	電子申請	電子申請
審査料	15,000円	30,000円
+複数の営業所が申請対象	+ 3,000円 × 営業所数(本社除く)	
登録料	60,000円(重複期間が1年生じる場合、30,000円差し引く)	
+複数の営業所が申請対象	+5,000円 × 営業所数(本社除く)	



# ★産廃業★

## ～解体の困った現場あるある～

### ■「残置廃棄物」の処理

暦の上では秋ですがまだまだ暑い日が続いていますね。今回は、前回・前々回に続き特にお客様からのご相談が多い残置廃棄物についてお話ししたいと思います。

#### ◆残置廃棄物とは？

建築物の解体を行う際、内部に残っている廃棄物の総称で、家庭ごみや不要になった家具・家電など解体する建築物の所有者等が残していった残置ごみを指します。解体する前から建物内にある廃棄物は、解体工事の施工に先立ち処理しておくことが原則ですが、このような残置物も解体物の収集運搬・処分業者へまとめて処理依頼する事例が多く見受けられます。

#### ◆残置廃棄物の処理・管理責任は？

建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物については、当該建築物の所有者等に処理責任があります。解体工事に伴い生じた廃棄物は工事を請け負った元請業者に処理責任がありますが、こうした建設系廃棄物とは取扱いが異なるため注意が必要です。

残置物については問題となった事案が多くあったため、平成 26 年と平成 30 年にそれぞれ環境省から通知が出されています。

#### 【平成 30 年通知】

##### 1. 残置物の処理責任の所在について

建築物の解体に伴い生じた廃棄物（以下「解体物」という。）については、その処理責任は当該解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請業者にある。一方、建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

##### 2. 残置物の適正な処理を確保するための方策について

解体物は木くず、がれき類等の産業廃棄物である場合が多い一方、残置物については一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は当該廃棄物の種類及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。

##### 3. その他

リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合においても、当該建築物の所有者等が残置した廃棄物については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。

前々回ご紹介した「清掃廃棄物」と同じ考え方を取っており、解体工事から排出される木くずやがれき類等の排出者は、解体工事の元請業者だが、解体工事に入る前から廃棄物として存在していたものは、その建築物の所有者、占有者等となります。

残置された家具などは、住民が一般廃棄物として一廃処理業者・市町村に処理委託しなければならず、解体工事から出る解体物は元請業者が産廃処理業者へマニフェストを交付して処理を委託しなければいけません。

トラックばかりじゃなく、乗用車  
もしっかり点検しましょう！  
秋雨対応は大丈夫ですか

## その他★

### 9月、10月は「自動車点検整備推進運動」強化月間

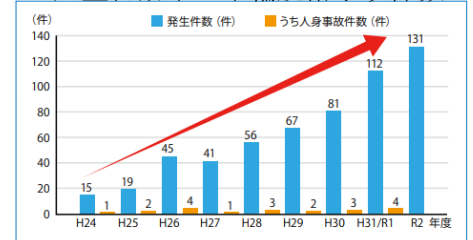
定期点検を甘く見ていませんか、運送会社様は未実施で処分になります。

日頃の細かな点検を行ってれば、運転中のトラブルの多くは回避できます。

毎日安心して運転するために、しっかりと点検しましょう。

トラックは乗用車とは違い車体が大きいです。一度事故が起これば社会に与える影響も大きいです。今一度確認をお願いいたします。

大型自動車の車輪脱落事故件数



#### ① 日常点検の未実施

<初違反>：警告 ～ 5日 × 違反台数  
<再違反>：3日 ～ 10日 × 違反台数

#### ② 定期点検整備の未実施

<初違反>：警告 ～ 10日 × 違反台数  
<再違反>：5日 ～ 20日 × 違反台数

自家用自動車も点検が必要です。

牟田事務所の社用車のフィットですが、ガソリンスタンドで給油のついでにタイヤの空気圧を見てもらいますが、結構減っています。タイヤは車と道路が触れる唯一のパーツこまめな点検が必要です！！

## 積荷の落下・散乱する事故急増中

最近、全国で積荷が落下・散乱する事故が増えています。落下物は落とし主の責任になります。積荷の点検・確認をお願いします。

落下物は重大事故のもと！！

きちんと積まないとうこうなります



### 落下物を防ぐために

- ① 出発前に積荷の積載状態の確認
- ② 幌、シート、ワイヤー等をかけ積荷が飛ばないように（風の強い日は念入りに）
- ③ スピードは控えて制限速度を守りましょう
- ④ 長距離の場合は運行の途中で再度確認

基本的な事ばかりですが、改めて教育をお願いします。